

運転免許の行政処分が見直しされます ②悪質・危険行為の行政処分が厳罰化② (平成21年6月1日施行)



悪質・危険行為に対する欠格期間延長

「欠格期間」とは免許を取り消された人が再度取得可能となるまでの期間をいいます。

現行

危険運転致死傷

欠格期間は一律5年

酒酔い運転・麻薬等運転

欠格期間は原則2年 事故を起こした場合は2年~5年

救護義務違反

(「ひき逃げ」)



改正

結果の重大性に応じて5年~8年 (ひき逃げの場合10年)



原則3年

事故を起こした場合は3年~7年 (ひき逃げの場合10年)



原則3年 その他の違反で最大10年

酒気帯び運転の点数と欠格期間の引き上げ

現行

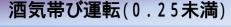
酒気帯び運転(0.25以上)

13点 (停止90日)



改正

25点·免許取消し (欠格期間2年)



6点 (停止30日)



13点(停止90日)

違反唆しの行為についても、違反を唆した人が免許をもっていれば、運転者と同じように処分されます。

唆し(そそのかし)とは、飲酒した人に運転を勧めたり、車を貸したりする行為等をいいます。

お問い合わせ 秋田県警察運転免許センター 電話018-863-1111(行政処分係)